

## 3階建て直結直圧給水基準

3階建て一般住宅及び共同住宅の1階から3階までの部分に直結直圧給水しようとする場合、以下のとおり基準並びに施工条件を定める。設計水圧は0.2MPaとする。

### 1. 事前協議

3階への直結直圧給水の申し込みをしようとするものは、協議書に次の書類を添えて提出し、協議しなければならない。

- 1) 案内図
- 2) 建物図面（立面、平面）
- 3) 配管図
- 4) 誓約書

### 2. 適用要件

#### 1) 対象建物

3階建て一般住宅及び共同住宅並びに店舗併用集合住宅・事務所とする。

#### 2) 給水器具等の高さ

配管が布設されている道路面より、地上7.5m以下を原則とします。

#### 3) 3階へ給水する配管及びメーター口径

原則として、メーターの口径は25mmとする。1階地中にメーターが設置でき、メーター下流部に逆止弁と一階部に給水栓を設置すること。

#### 4) 水圧が必要な器具

水圧が必要な器具を設置する場合は0.05MPa以上確保すること。ただし、フラッシュバルブ及びタンクレストイレは設置できない。

#### 5) 共同住宅については、単独配管とする。

### 3. その他

この基準に定めのない事項については、管理者が定める。

### 4. 適用期日

平成28年4月1日から適用する。